

◆春日部市結婚新生活支援事業 申請書類チェックリスト

各窓口で取得した書類そのもの（原本）

写し（コピー）

申請書類	取得場所	チェック項目	
① 戸籍謄本 ※春日部市に本籍がある場合は不要です。	本籍地のある市区町村 （春日部市の場合は不要）	夫と妻の夫婦関係が確認できますか？	☐
		夫婦いずれかの親との親子関係が確認できますか？	☐
② 前年度分の所得証明書 ※当該所得証明書が春日部市で発行できる場合は不要です。 （前年分の所得証明書が用意できない場合は、前々年度分の所得証明書でも可）	証明書の対象となる年の1月1日に居住していた市区町村 （春日部市の場合は不要）	☐ 申請者 ☐ 配偶者 申請者および配偶者2人分の前年度分の所得証明書を用意できていますか？	☐
		夫婦の年間所得の合算が500万円未満ですか？ （申請日現在、貸与型奨学金を返済中の場合は例外です。 下記④を参照してください。）	☐
③ 納税証明書 ※当該証明書が春日部市で発行できる場合は不要です。 ※市民税の課税がなく、納税証明書が用意できない方のみ	証明書の対象となる年の1月1日に居住していた市区町村 （春日部市の場合は不要）	申請者および配偶者の2人分の市区町村税が全部記載された「納税証明書」または「非課税証明書」が用意できていますか？ ※課税証明書ではありません。	☐
③ 非課税証明書 ※当該証明書が春日部市で発行できる場合は不要です。		直近2年度分の「納税証明書」または「非課税証明書」の用意できていますか？ ただし4月～6月に申請する場合は前年度、前々年度分になります。	☐
※申請日現在、貸与型奨学金の返済を行っている方のみ	(独)日本学生支援機構等	貸与型奨学金（公的団体または民間団体より学生の修学や生活のために貸与された資金）の返済額が確認できますか？	☐
④ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し		夫婦の年間所得の合算額から、貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が、500万円未満になりますか？	☐
⑤ 引越しに要した費用の領収書の写し ※引越業者または運送業者からレンタカーを借りた費用は対象となりますが、自らレンタカー会社や友人等から車を借りた費用は対象なりません。	住宅の売主（貸主）、引越業者または運送業者等	引越業者または運送業者の発行者が確認できますか？	☐
		領収日は4月1日～3月31日（申請年度内）の間になっていますか？	☐
		申請者の宛名、金額、住居費・引越費用内容の明細が記載されていますか？	☐
【住宅を購入した場合】	契約業者等	契約者は申請者（所有者または賃借人）ですか？	☐
⑥ 住宅の売買契約書およびこれにかかる領収書、受領書等支払いを証明するものの写し		住宅の場所・署名・収入印紙がありますか？	☐
		領収書：住居費（⑥または⑦ー下記⑧） ＋引越費用（上記⑤） 円×1/2＝円 （1,000円未満切捨て、上限30万円又は60万円）	☐
【賃借の場合】		住宅の売主（貸主）の発行者が確認できますか？	☐
⑦ 住宅の賃貸借契約書およびこれにかかる領収書、受領書等支払いを証明するものの写し		領収日は4月1日～3月31日（申請年度内）の間になっていますか？	☐
		領収書に、申請者の宛名、金額、購入または賃借費用内容の明細が記載されていますか？	☐
⑧ 住宅手当支給証明書 （様式第2号）	春日部市HPまたは住宅政策課	給与等の支払者印がありますか？	☐
		対象者、住宅手当支給状況が記載されていますか？	☐
⑨ 春日部市結婚新生活支援補助金申請書 （様式第1号）	春日部市HPまたは住宅政策課	婚姻届出日において、夫婦の年齢がいずれも満39歳未満ですか？	☐
		対象期間内に婚姻届を提出し、受理されていますか？	☐
		夫婦いずれかの親が、春日部市に5年以上引き続き住民登録をしていますか？	☐